

## 総務委員会会議録

平成22年1月28日(木)

(開会)10:00

(閉会)13:49

委員長

ただ今から、総務委員会を開会いたします。「請願第15号『中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書』に関する請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として楡井莞爾議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員に出席を求め、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

(紹介議員着席)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

楡井莞爾議員

ただ今、議題になっております中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の採択に関する請願について、ご説明させていただきます。請願者は――

――であります。紹介議員は私、楡井莞爾と川上直喜議員であります。この請願の趣旨といたしましては、文書にもありますけれども、現在の中小零細業者を支えている家族従業員の働き分、これが税法上、所得税法56条ということでもありますけれども、その条文の要旨が、そこに書いてありますように、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価、いわゆる賃金の支払いは必要経費に算入しないということに56条ではなっております。つまり、家族従業員の働き分は事業主の所得から控除される分だけということになっておって、配偶者が86万円、そして親族、家族の場合が50万円ということに、それだけしか認められていない、つまり賃金ではなくて扶養控除に当たるということになっております。従って、家族ですね、配偶者または親族の方たちは自立ができないというような状況になってくると思うんです。子どもが結婚しても家や車のローンの名義人といいますか、支払い主になれない、当然事業主の名前になるというようなことにもなりますし、女性の自立ということからすれば人権問題にもなりますし、今、切実に求められている中小商工業者の後継者問題にもなってくるということになると思います。今、この請願が全国の各地方議会にも提出されておって、次々と請願が採択される状況になっておりますので、飯塚市議会としてもこの請願項目にありますような方向でご審議いただいで採択をしていただきますようお願いしたいと思います。

委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。楡井議員さん、本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。日本共産党の川上です。中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の請願なんですけれども、これは説明にもありましたけれども、所得税法第56条に関わることなんです。それで実は、既に国会では昨年来議論がっております。

昨年3月24日の参議院財政金融委員会では当時の財務相、与謝野財務相がこの56条の規定について、この自家労賃を認める方向も含めて研究してみると答弁をしているわけです。翌月4月23日には同じ参議院の財政金融委員会で、加藤主税局長が抜本税制改革の中できちっと研究していきたいというふうに答弁するに至っています。従来は見直しをしないというふうにならずと言ってきたおったんですけれども、昨年になってですね、財務省の見解修正という方向が今、出始めているんです。先ほど紹介議員、楡井議員のほうからもありましたけれども、こういった状況の中で全国の地方議会で同様の請願が出されて、相当数の所で政府に対して意見書が出され、背中を押しておるといことだと思えます。そこで、私はこういった行為が女性の自立、それから自営業者の後継者育成にとってプラスだという説明がありましたけれども、日本経済、とりわけ地方経済を支える自営業者の中で、家族経営というのが非常に大きい役割を果たしていると思えます。事業主あるいは家族従業員を含めると、その方々は全国で300万人超えるということでもあります。本市においても当然少なくないわけですが、そこでお尋ねしたいのは、この家族経営で頑張っておられる自営業者が経済に果たしている役割、あるいは社会的地位、私は決して小さいものではないと思うんですが、執行部のほうではどう考えておられるかですね、お尋ねをしたいと思います。

課税課長

56条につきましては専従者の控除ということで取り決めがシャウブ勧告、これは昭和24年にシャウブ勧告がございました。その当時は家族単位での申告でございました、この勧告がある前はですね、で、日本の国の税制を改正しようということで、シャウブ勧告が昭和24年に入りまして、25年に税制改正がっております。そのときに決まったものでございまして、現在まで続いている制度でございます。現在飯塚市におきましては専従者、白色控除は386名の方が控除を受けておられるのが現状でございます。

川上委員

56条の成り立ちというか、経過についてお話しがありましたけれども、それにちょっと関連してお話する前に、白色申告の専従者386人というふうに言われましたけれども、青色申告のほうは把握されていますか。

課税課長

青色につきましては1,553名ということで、これは昨年の資料からの抽出でございます。

川上委員

私も当然ながら紹介議員になっておるわけですから勉強をしておりましたけれども、言われるとおり昭和24年のシャウブ勧告以前は家単位の課税だったんですね。それが個人を単位にするようになったんですが、25年の税制改正で、言われるとおり56条が導入されるわけですが、その動機というのは何かというと、家族従業員を雇用することによって所得を分割して全体で税額が下がるようにする、そういうことが起きないように抑制するべきだということなんですね。ですから、とにかく家族従業員の場合は現在では配偶者は86万円、家族は50万円と、これを控除するということにくっついているわけです。これは60年前の措置なんですね。これが今、何を意味するかというと、どれだけ一生懸命働いても税法上は所得がないものとみなすと。ですから、人格がないわけですね。だから私は、働いても働いても税法上は働いたものとみなされないということになるのではないかと思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。

課税課長

先ほども少し出しましたが、申告には青色申告、白色申告がございます。青につきましては正規の帳簿による記帳の必要等がございますが、給与が経費になるということがございます。白色につきましては、記帳の義務がない代わりに、そういう専従者控除ですね、先ほど申されま

した86万円、50万円の区切りがあると認識しております。

川上委員

そこは大事なところなんですね。もともとこの56条というのは特例なんですね。個人を課税単位とするのが基本なんだけれども、こういう家族従業員に、こういう場合については例外的に56条で所得があったとみなさないというふうにするんだけど、その例外として、例外の例外として57条で、記帳をきちんとしておれば経費の関係が見やすいので、そういう所得とみなさないという措置をとらない、きちんと自家労賃を認めるという、例外の例外として青色があるわけでしょ。ところが、そもそも56条を作ったときから、働いても働いた分を認めないという性質があって問題があったんだけど、昭和59年、1984年に、以降、この白色についても記帳義務が課せられていますね。そうじゃないですか。

課税課長

300万円以上の収入につきましては記帳義務があると認識しております。

川上委員

だから多くが、記帳義務がもう既にあるわけです。ですから、この記帳義務によって自家労賃を認める認めないということについては、税法上もうクリアされているわけです。もう区別はなくなっているわけですね、実際的に、と思います。それで、こういった中で—————のみならずいろんなところで、こんなふうはこの56条があるために困っておるとい声が上がっているわけですけども、課税課のほうでそういう声をお聞きではないですか。

課税課長

税法どおりの申告をされていれば、現在のところそういう困ったような事例とかいうのは発生いたしておりません。

川上委員

一度調べてもらってもいいと思うんだけど、実はいくつかお話を聞いてみたんですけども、例えばお父さんが事業主、息子が働いています、孫もいます。で、孫が保育に欠ける状態にあるので預けたい、保育所に。その場合、雇用証明は出るでしょうけど所得証明が出ないわけですね、父親の。だからどうするのということになると、先ほど実は保育課にも聞いたんだけど、その家全体の所得になるわけですね。それで保育料も検討していくということになるんですけども。それから、あまりなりたくないってこともあるかもしれませんが、保証人にもなれないわけですね。保証人になる行為というのは、この国の主権者として責任を果たすという側面もあるんだけど、その権利が行使できないということもあります。それから、配偶者や家族が誤って、例えば車で事故を起こします。そうすると休業補償が白色申告の場合は、今言ったような理由で、86万円なり50万円というのが所得とみなされる関係があって、一般より休業補償が低くカウントされる。そういうこともあると聞いています。それからこれは報道にもあったんですが、ある奥さんが夫と果物店を営んでおると。これは夫と2人でやっている果物店ですから1年中働きますよね。86万円を一年中働いている労働時間で割ると、この方は場合は時給173円だったそうです。今の日本の農民と一緒にですね。夫の死後、借金返済のために弁当販売店に働きに出たと。そうすると時給800円。果物店で頑張っていたときのほうがものすごく働いているわけですね、この方にしてみると。そういった弊害が現実の生活の中では起きていると。飯塚で少なくともこういった状態に386人の方があるということだろうと思います。全国では300万人。ぜひ、まあ難しいといえれば難しいと思います、所得税法のそういう流れもあるので。しかしポイントは、極端に言えば節税というか、そういうことをさせないために所得分割を認めずに控除で対応するというやり方が、一つは配偶者や家族の人格、人権を侵すことになっておるといことと、それから節税というか税額を下げようということであればですね、それを抑制するというのであればきちんと調査すればいいわけですから、そ

れは青色であろうと何であろうと虚偽を記載すれば、逃れようと思えば逃れられるわけですから、これは徴税の側の調査が必要なわけですから。この理屈はもう、抑制するという目的はもう取れてると思うんですね。それで、ぜひこれについては共産党としては賛成したいし、同僚の議員の皆さんにもぜひ賛成をお願いしたいなというふうに思っておるところです。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

八児委員

それではですね、56条を廃止することにより飯塚市への影響についてどのようになるか、ちょっとわかるなら教えていただきたいと思います。

課税課長

先ほど申しましたとおり専従者の方は393名でございます。

委員長

386名でしょう。

課税課長

申し訳ございません。専従者は393名、386名につきましては事業主ということでございます。すみません。ですから専従者に該当してある方は393名です。申し訳ございません、訂正させていただきます。このうち配偶者、夫婦になられるわけですけど273人、その他の方が120人ということでございます。まず配偶者で申しますと、86万円の控除ということでございます。もしこれが仮に撤廃されてなくなると仮定いたしますと、96万5千円から税の均等割がかかるようになってまいります。86万円と96万円、約10万円の差でございますが事業主の方から約10万円が配偶者に行けば、逆に事業主の方の税、10万円に対する1割、約1万円が事業主の方から税が減るとい、これはあくまでも試算でございますが、一人そういう具合に計算ができると思っております。でございますので、配偶者の方で申しますと、これは推測でございますが、約270万円程度の税が減るといことで考えております。

八児委員

今は市税についてですけど、あとほかに影響がどこか出る可能性がありますか。

課税課長

あとは所得税に若干影響が出てくるものと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休憩 10:25

再開 10:34

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

本請願については、私は日本経済の大事なところを担っている自営業者の保護振興とですね、それから業者の女性の自立、また自営業者の後継者問題にも大きく関わる問題だと思っておりますので賛成すべきだと考えます。ぜひ賛同をよろしく申し上げます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第15号『中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書』に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、「入札制度について」を議題といたします。執行部から、資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

契約課長

それでは、補足説明をいたします。お手元に配付しております「入札制度について(資料)」のほうから先にご説明をいたします。まず、資料1の「平成21年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。平成21年12月入札分までの工事契約落札率別内訳表でございます。設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、市長部局における件数とその契約金額総額、一番右に上下水道局における件数とその契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。12月末までの市長部局の入札件数といたしましては167件で、契約金額の総額は18億7,584万7,050円でありまして、その平均落札率は89.74%となっております。次に、上下水道局における12月末までの入札件数は70件で、契約金額の総額は15億7,856万9,895円でありまして、その平均落札率は88.45%となっております。

次に、資料2の「平成21年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。2ページをお願いいたします。2ページから3ページにかけては、市長部局における平成21年12月31日現在の条件付き一般競争入札の実施状況を記載しております。左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。市長部局におきましては、17件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が10件、建築一式工事が7件となっております。17件のうち16件が最低制限価格に応札がなされまして、15件については、くじ引きにより落札者を決定いたしております。落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、84.60%となっております。次に4ページをお願いいたします。4ページから5ページにかけては、上下水道局の12月31日現在の実施状況につきまして記載をしております。20件の一般競争入札を執行しておりますが、その内訳といたしましては、土木一式工事が管更生等を含めまして17件、建築一式工事が1件、機械器具設置工事が2件となっております。20件のうち19件が最低制限価格に応札がなされまして、くじ引きにより落札者を決定いたしております。平均の落札率は83.10%となっております。以上、簡単ではございますが工事契約落札率別内訳表及び条件付き一般競争入札実施状況の補足説明を終わります。

次に、昨年の11月17日に開催されました総務委員会におきまして川上委員から資料要求がございました公正入札調査委員会の記録、いわゆる談合情報の資料でございますが、本日お手元に配付させていただいておりますので、その補足説明をさせていただきます。「談合情報に係る情報とその処理」ということで、平成20年度から21年度ということで、今日現在までのものを提出させていただいております。その内訳といたしまして、平成20年度に4件、平成21年度に現在まで1件、合計5件の情報がございます。1ページをお願いいたします。内容については概要としてお話しをしまいたいと思っておりますが、トータルで5件でございますけれども、調査する中で、調査に値しないというような部分もあったわけでございます

けれども、可能な限り資料を提出するということでお答えをしておりましたので、全て、5件について提出をさせていただいております。平成20年度に4件で原因でございますが、その1件目といたしましては公用車の購入についてでございます。1の「概要」といたしましては、軽貨物ワンボックス、それから軽貨物のバン、軽トラック、合計5台、それから落札金額、指名業者、これは8社でございます。入札年月日については20年4月の17日ということでございまして、この件につきましては、情報といたしましては合わせて3件ほど続けてあっておるわけでございます。その下の2として「談合情報及び処理経過」ということで記載しておりますけれども、4月22日に匿名の電話で、軽自動車の入札の案件においてA社が毎回談合を持ちかけている、と。4月17日の入札については、このときは談合破りがあって正常な入札が行われて落札しているというようなことの情報でございました。こういった中で調査委員会を開いたわけでございますけれども、契約課といたしましても事情聴取、内容等の確認を業者のほうにいたしまして、私と担当係長のほうで、また各会社のほうに赴きまして、そういった確認といたしますか、内容の確認をさせていただいたところでございます。2ページのところに最後に書いておりますけれども、平成20年5月14日に公正入札調査委員会を開催いたしまして、この情報等につきましては指名業者からの誓約書を取らず、公正取引委員会への通報をしないということで決定をいたしております。ただし、新たに談合情報があれば本委員会を再度開催し、公正取引委員会への通報及び事情聴取の実施について再度審議するというように決定いたしましたところでございます。その後、平成20年6月5日に軽トラック1台の入札を行いました。このときには新たなそういった情報はなく、調査委員会の開催には至っていないというところでございます。

次に3ページでございますけれども、これは勢田地区の分筆測量業務委託の関係でございます。概要に記載しているように、業務名は潁田地区の分筆測量業務委託、それから落札金額、指名業者数、これは17社でございます。このときは入札年月日が平成20年9月9日と予定しておりましたけれども、その次の「談合情報及び処理経過」の中にありますように、匿名の談合情報が郵送されてまいりまして、内容といたしましては官製談合が行われている、と。D社が勢田地区国土調査のデータを市の担当課から入手している、それから、E氏に頼まれた市の職員がデータを渡し、発注前に業務の金額の相談、それから発注前に業務着手。法務局に移っていないデータをD社が持っているということが官製談合を証明するものであるというものでございましたので、それ以下、時系列的に記載をしておりますけれども、公正入札調査委員会開催通知配付、それから9月の8日には委員会を開催し、D社から事情聴取を行い、その後、再度委員会に報告することを決定するなど、事情聴取を行っております。平成20年9月8日にはD社から事情聴取を行って確認をしておるところでございます。それから4ページをお願いいたします。平成20年9月8日、これは午後5時になっておりますけれども、D社に入札延期を電話連絡、それから関係指名業者16社、D社を除く16社に入札延期及び事情聴取の日時を電話連絡するというように、9月9日と9月10日に分けまして、9社、それから7社、それぞれ事情聴取を行うということにしております。9月9日、9社の事情聴取を行いまして、9月10日に7社から事情聴取を行って、全者から、そういった談合情報の内容等の回答については、そういうことはありませんといった回答を得たところでございます。そういったことから9月10日、これは午後4時半でございますけれども、調査委員会を開催いたしまして、事情聴取の結果、それから情報にあったことの内容等の報告をいたしまして、それぞれ、例えば通常手に入れることの不可能な潁田地区の国土調査のデータの入手について、これについては、国土調査は終了しているが、法務局にはまだ登記されていないため土木管理課は情報を開示しており、D社の求めに応じ紙ベースのデータを渡している、これは誰にでも入手できるものであるということの報告も行ってあります。また、E氏が画策して利益を得ようと

しているということについては、ここに書いておりますように、総務部長と契約課長、私でございますけれども、E氏に事情聴取し、事実かどうかを確認したところ、開発予定の業者からの相談はあったが、D社とは何も相談しておらず、そのような事実はないと回答を得たことを報告しております。それで、状況に基づき審議した結果、談合の事実があったとは認められないため、関係指名業者17社に誓約書及び工事内訳書を入札の際に提出させまして、入札執行に係る警告を行い入札を行う、また、入札日時については委員長に一任するということを決めたところでございます。9月12日に、9月17日午後2時20分より入札執行することを決定いたしまして、12日に指名業者17社に入札の日程及び提出書類について文書をFAXで送信したところでございます。それから9月17日に午後2時20分から入札を執行いたしまして、F社が1,050万円、これは税抜きでございますけれども、落札をしております。談合情報でございましたD社でございますけど、それとは違うF社が落札をしたところでございます。このことにつきましては、9月30日付で公正取引委員会及び飯塚警察署に談合情報に関する資料ということで送付を行ったところでございます。

それから、6ページをお願いいたします。鯉田工業団地造成1工区工事及び2工区工事についてでございますけれども、これは先の委員会でもいろいろとご質問等がございました中で入札を執行したところでございます。もう既にご承知かと思えますけれども、この情報及び処理でございますけれども、G新聞社H記者よりということで匿名の人物から談合情報が寄せられたということでございまして、この内容といたしましては特定のJVが落札するというところで、落札の方法としては最低制限価格、これは事前公表しておりますけれども、最低制限価格で応札し、くじ引きにより落札するというところで、くじの、これは抽選棒ですけれども、1番くじが業者にわかるようになっているというものでございました。これについても調査委員会の中で審査したわけでございますけれども、実際にくじに、業者がわかるようになっているということで、くじそのものの情報でございましたので、そういった抽選で業者を決めるということは私ども職員が関わっていないとできない、まずそういったことはあり得ないというようなことから、談合情報とは言えないのではないかとということもございましたけれども、厳正な入札を執行する上からも関係指名業者5社には誓約書及び工事内訳書を入札の際に提出させまして、入札執行に係る警告を行い入札を行うということに決定をいたしております。実際に、くじを行う場合には厳正に行い、疑念を抱かれないように細心の注意を払うということでございまして、7ページに記載しておりますけれども、平成20年9月12日に飯塚市の監査委員に入札の立会をお願いいたしまして、9月12日午後1時15分から、その立会のもと、回転式の抽選機を使用して入札を執行したところでございます。その結果といたしましては、1工区については、これは3社共同企業体でございますけれども、森本・修成・山常という共同企業体。それから2工区については、これも同じく3社共同企業体でございますが、あおみ・坡平・清水というところの企業体がくじ引きによって落札をした結果となっております。このことについても9月30日に公正取引委員会及び飯塚警察署のほうに、談合情報に関する資料を送付したところでございます。

それから8ページをお願いいたします。8ページには、排水機場操作管理等委託でございまして、概要といたしましては愛宕団地及び鯉田南団地汚水ポンプ場運転保守点検委託ほか3件の情報が寄せられておりました。指名業者は8社でございまして、入札年月日は平成20年の3月27日に行われたものでございます。2番目として「談合情報及び処理経過」といたしましては、その情報が約1年後ですね、平成21年3月6日に情報として匿名の郵便物で送られてきたわけでございます。これについても、1年前ということでございましたけれども、平成21年度の入札が控えておりましたので、そういったことから事情聴取を行いまして、最終的に入札をしたところでございます。これは9ページをお願いいたします。最終的には平成21

年3月30日に入札を執行したところでございます。これにつきましても、4月13日に公正取引委員会及び飯塚警察署へ文書を送付したところでございます。

最後になりますけれども、平成21年度として1件ございました。これは公用車の購入でございます。軽トラック4台ということで、指名業者数は8社ということでございました。談合情報の経過といたしましては、6月5日、Lと名乗る人物から電話により、5月21日入札の軽トラックに関して、指名参加業者間において談合が行われ、M社の指示のもとN社が落札したと聞いた、と。ここに書いておりますように、L氏は指名業者ではなく、談合情報についてのそのような話を聞いたとのことで、そういったことでの談合情報でございました。これにつきましても、6月10日に公正入札調査委員会を開催いたしまして、談合情報報告書に基づき審議した結果、結果的には高い競争性があった、そういったところから入札が行われていると認められるため、調査に値しないということで判断し、決定したところでございます。以上で、資料の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の資料及び補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

はじめに全般に関わることなんですけれども、地上デジタルテレビの入札について指名希望者の追加募集を行ってですね、取り組みを、入札を行われておるんですが、入札の状況全体について、どういう状況になっておるかお尋ねをいたします。

契約課長

地上デジタル放送対応テレビの入札でございますけれども、これは委員会の中でもいろいろご指摘をいただいたところでございますけれども、契約課といたしましても地域経済活性化といったところでのことございましたので、先に指名登録業者がございましたけれども広く地域の中小業者にとということの中で追加に指名願いを出していただきまして、その方たちと併せまして入札を執行したところでございます。最終的には14社でございましたけれども、1社入札を辞退されまして13社で入札を12月の18日に行ったわけでございます。結果的には台数的には505台という入札でございましたけれども、それぞれ最低落札件数といたしましては1件以上、全て業者の方においては落札をされておりまして追加募集を行った結果、地域の業者の方々に受注していただいて効果はあったものというふうに思っております。

川上委員

13社のうち量販店はベスト電器ということだと思っておりますけれども、ベスト電器は505台のうち何台落札してますか。

契約課長

内訳といたしましては、今お尋ねのベスト電器でございますけれども、落札の台数といたしましては19台でございます。割合といたしましては台数からいきますと3.8%程度の割合になるかと思っております。

川上委員

北九州の状況、概略を聞いてみると、大型量販店が全て取ったと。地元の比較的小さいところが一つあったぐらいじゃなかったのでしょうか。これはWTO協定による制約があったために特別の工夫ができなかったというようなことのように思われますけれども、それで、この落札率の平均的な特徴というのはどういう状況でしょう。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:58



再開 11:05

委員会を再開します。

契約課長

失礼いたしました。505台の入札を執行したわけですけれども、その落札率と申しますか最終的な内容等でございますが、これは予定価格を公表しておりませんけれども、この中では、例えば先ほどおっしゃってましたベスト電器、量販店等々ございますが、そういった中での競争は十分にされておりまして、最終的に平均的な予算ベースで見た中での請負率と申しますか、落札率は70%ぐらいになるかと思っております。ですから、競争性はあったというふうに認識をしております。

川上委員

競争性は高かったということのようですね。そこで、先ほど地元業者育成という点から言っても良かったのではないかとこのように言われましたかね。それで地元業者からは今回の措置についてどういう声が上がっていますか。

契約課長

契約課として具体的に業者さんからどうであったかということは直接には伺っておりませんが、追加募集をしたことによってやはり7社ほど出てまいりましたので、そういった面では良かったのかというふうには思っております。

川上委員

私は、福岡県がああいう特段の努力をするという決意を示しておりましたので、市として、市長としても努力をされたという点については大きく評価したいと思うんですね。同時に、特例的なことではなくて、ほんとに小さい零細の業者に仕事を発注できるようにするという考え方に立てば、従来から申し上げています小規模工事等希望者登録制度、まあ、いろいろ表現はありますけれども、の導入の検討というのが急がなければならないのではないかとこのように思っています。調査検討するということでしたが、その後どういった状況にあるかお尋ねします。

契約課長

先の委員会委員のほうでもお話をしたかと思っておりますけれども、大野城市に既に視察と申しますか、調査に参っております。このことについては、若干委員会の中でもお話ししたかと思っておりますけれども、近ごろ春日市だったかと思っておりますけれども、新たにこういった小規模の登録制度を導入したということをお聞きしておりますので、そういったところにも、また新たに導入されたところについても調査と申しますか、そういったようなお話を伺って、飯塚市においてもどう対応していくか検討するかということの資料の収集に努めたいと、そのように思っております。

川上委員

現在の経済危機の状況のもとで、全国の自治体がいろいろな努力をしておるだけども、いろいろ調べてみますと、大きいところは大きいところなりの手当ての仕方があるでしょうけど、こういう零細な業者をどう助けるかということについては、だいたい二つの努力をしているようですね。入札制度からあまり離れないように言いますが、一つがこの小規模工事等希望者登録制度と、もう一つは、土木も大変なだけ建築も大変なようですね。それで、住宅リフォーム助成事業、例えば50万円を限度として助成するんですね。これを、いろいろあると思っておりますけど、1億円助成金を出せば10億円ぐらいの仕事ができると、5千万円であれば5億円というような経済波及効果が出ておるといようなこともあります。その二つのうちの一つとして、この小規模工事等希望者登録制度、ぜひ検討したほうがいいのではないかと、進めたほうがいいのではないかとこのように思います。

次に、ご説明がありました入札制度についての資料、資料1の平成21年度工事契約落札率

別内訳表、一枚目なんです、12月入札分まで設計金額130万円以上ということなんです、上下水道局の落札率、件数を見ますと、細かく階層分けされていますが、90%以上というのを見ますと、70件中17件ということなんです。率にして24.2%という状況なんです。以前のものが今手元にないのであれですが、比較的、従前からいえば低く推移しているのかなと思われるんですね。前は90%以上が随分ありました。ところが市長部局のほうを見ますと、これは条件付きじゃないのがもちろんあるわけですが、167件のうち105件、62.8%が、実に6割以上が90%以上という状況なんです。これについてどういう感想をお持ちですか。

契約課長

市長部局において今現在までの入札、落札の推移でございますけれども、今、委員おっしゃいますように90%以上のものが非常に多くございます。上下水道と比べて多くあるというふうには思っております。ここで見ますと93以上95のところは55というのはございますけれども、これは今、一般競争入札だけではなくそれ以外の工事等も含んでおりますし、土木一式、建築一式、それ以外の専門工事等もございます。そういったところを見ますと、一般競争入札についてはご存知のように最低制限価格というふうなところに集中した中でくじ引きによって決定しているという状況でございます。そういった部分について低くなってきていると思えますけれども、落札の状況といたしましては、それ以外の専門工事等々においてはやはり95%といったところの落札率が見受けられておるところでございますし、そういったところがこの55件といったところに出てきているのではないかなと、そのように考えております。

川上委員

この資料を見ますと災害復旧工事分は除くというふうに書いてありますね。それで、昨年の夏以降の災害復旧関連工事が各課で行われておると思うんですけど、工事の、進捗状況というのはおかしいですね、入札状況はどんなふうになっていますか。

契約課長

今現在でございますけれども、発注済みの件数といたしましては93件。今後、発注予定の件数として契約課として把握しておりますのが55件。最終的に148件という見込みで今、契約課としてはその数字をつかんでいるところでございます。これは、また数字的には今後変わる可能性がございますので、一応見込みということで報告をさせていただきたいと思えます。

川上委員

予定価格にもよると思えますけれども、その落札率の特徴はどういう状況でしょうか。

契約課長

今、入札を執行する上で私が感じたことになろうかと思えますけれども、非常に件数が多くて入札、4等級の業者の方から入札を1千万円未満についてはしているわけでございますけれども、やはり4等級の中では若干落札率が高いと。例えば3等級、2等級の工事案件については昨日、その前ですか、入札をいたしましたけれども、最低制限価格の中でくじ引きを行うというような状況が出てきております。

川上委員

4等級の落札率を見てますと、100%近いとは言いませんけれども九十数%と。従来全体として、上のほうのランクの条件付き一般競争入札の導入以降ですね、全体として落札率が低下傾向にあったと思うんですけど、災害の関係は高いんですね。これはどういうことですか。

契約課長

落札率が高いというのはいろいろ理由があるかと思えますけれども、私が入札の状況を見る中では、それぞれ災害の場合については4等級10社以上の指名ということで今入札を執

行しております。その中では災害箇所によるもの、例えば山奥だったり、そういった工事現場における難易度と申しますか、そういったものもありますでしょうし、すでに業者さんにおいては県の災害工事等の工事も手持ちであるといったような状況の業者さんもございますでしょうし、そういった中で辞退、川上委員の方もそういった入札結果についてはご存知だと思えますけれども、辞退がやはり多くなってきているということで、そういった中での入札でございますので、そういったいろんな理由があった中での落札率になっているのではないかなというふうに推察はしております。

川上委員

工事が難しいのもあるかもしれないということもありましたけど、10社以上指名で辞退が多くなっていると。要するに入札参加のメンバーが少ないわけでしょう。調べたら2社とか3社もありましたね。ですから当然に談合が広がっていないかということも考えないといけないと思うんですよ。今度の災害なんだけど、お互いにお互いが指名業者であることがわからない状態で入札できるようになっていますか。

契約課長

現場説明とかそういうものはやっておりませんが、ただ今回、続けて同じ日に4等級のランクの方をずっと続けて、入札案件としては二十数件とか1日に行いますので、そういった中では業者さんにおいて、顔見知り者ではございませんけれども、そういった中で同じ控え室等々、庁舎内等々でお集まりということもおかしいんですけども、集合された中でお互いが入札に参加されるということになりますので、そういった意味では業者間においての、何と言いますか、お互いがわかるようなことがあるかもわかりません。

川上委員

それをくい止めるのが仕事じゃないかと思うんですよ。現地説明会を止めるとかというのは、その趣旨でしょう。お互いが入札し合う相手の顔がわかれば談合の条件がそろうわけでしょう。誰が指名を受けたかわかなければ談合しようがないでしょう。だから、お互い誰が指名されたかわかならないようにするという仕事が、あなた方の仕事じゃないかと思うんだけど。

契約課長

その入札に関しては、今回、災害ということで工事期間等々もございます。それから、そういったことから入札を急いでするというので、1日に先ほど申しましたように二十数件なり十数件行ったところでございます。まだ、先ほど申しましたように案件としては相当数残っておりということもございまして、契約課といたしましては先ほど委員が言われますように、そういった方法ではなくランダムに、例えばある業者ある業者をこちらから選んでそういったことをすれば、そういうことがなくなるのではないかと検討と申しますが、そういった打ち合わせもしたところでございますけれども、逆にそういった業者さんを、この業者とこの業者をこの工事の指名に入れるとか、そういうことをすることによって、また恣意的にそういったものが行われたということも言われかねないという思いの中で、今回こういった災害については入札を執行させていただいたというところでございます。

川上委員

あと55件、予定としてはあるというわけでしょう。私は過去93件のうち落札率の高いのは非常に気になるんですけども、これからの予定の55件について、災害だから仕方がないというようなことじゃなくて、お互いに誰が指名業者かわからないという方法はとれないですか。

契約課長

今、委員が言われますようにそういった方法をとれないかと、何かとれないかということではございますけれども、今のところ課の中では、今やっております手法と申しますか、手続において進めてまいりたいと、そのように考えております。

川上委員

それは談合と闘うという観点から言えば逆行ですよ。小さい工事がたくさん出ておると。入札を急いでしないといけない、たくさんしないといけないということで、指名業者がお互い誰かわかるような状況を許すというあなた方の体質が定着していくんじゃないですか、業者の中にというのものもあるかもしれないけど。現地説明会をやめるとか、現地説明会といって、現地でやらないこともあなた方の場合多いわけでしょ。そういうのをやめるといふのと矛盾していると思いませんか、部長。

総務部長

質問者のお話し、ご意見についてはよく理解をいたします。ただ、こういう災害の対応という中で私ども、Dランクの工事であっても4等級ですと、であってもこの工事について1等級まで業者さんを拡大して10社ずつ広げていこうと。一度に入札をされると言われますが、どの業者さんがどこを取るかというのはわかりませんので、話し合いができるかどうかということについては、その段階で顔が見える状況はございますけれども、そこまではないのではないかと。ただ、こういう災害の場合に業者さんのほうから、工事がやりにくいというようなお話はよく聞きます。特に林地災害の場合、何力所かを一遍にまとめてやったとかですね、そういった工事の発注をしておりますものですから、そういう状況もあるということもご理解のほどよろしくお願いをいたします。

川上委員

例えば林地災害というか、そこも含めて難易度の高い工事もあるんだということなんですけれども、私が思うには、難しい工事のところの場合は設計も高くするんじゃないかと思うんですよ。だから、そのことと落札率というのは別じゃないかと思うんですね。だから、その工事をきちんとできる設計、それから予定価格の設定というはあるでしょうけど、そのことと落札率が高くても仕方がない、よく聞いてみたら、調べてみたらお互い顔が見えるような状況だったと。それをあなた方は災害だから仕方がない、急いで入札をしないといけないから仕方がないというふうに言われるんだとしたら、これまでの談合と闘うという方針はどうなるのかということ聞いてるんですよ。矛盾してないですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:25

再開 11:26

委員会を再開します。

総務部長

今回の災害という中での工事発注でございますが、いろいろ工夫いたしましたが、質問者が言われますお話し、これについても十分に認識するところでございますので今後の課題として検討させていただければというふうに考えております。

川上委員

今後の課題ということなんだけど、行財政改革の大綱の中でも、実施計画中でも談合による落札率の引き上げを許さないということで様々な努力をしてきたじゃないですか。その中の一つが、指名をやめるといふこともあるんだけど、指名しているところについて言えば、お互いに誰が指名されたかわからないという状況をつくるのは当たり前と思うんですよ。だから、今後努力するとかいふことでなくて、55件残っているんだけど、もちろんそのほかの入札もあるかもしれませんが、直ちに、お互いに誰が入札業者がわからないっていうふうにするべきですよ。これは指摘しておきたいと思います。

それから、先ほどありましたこの談合情報に係る情報とその処理、平成20年度から21年

度ということです。これは確かに時系列的に公正入札調査委員会がどのような事案に対してどのように対応してきたのかということがわかって、いい資料だと思うんですね。それで、私は11月17日にはこの公正入札調査委員会の結果をオープンにする、その都度、ということが大事ではないかと。市民の目で入札を監視するという透明性を確保していくと。市がどういう努力を公正入札のために頑張っておるのかということも見えるし、不十分さもわかるかもしれません。そういうつもりで公表を求めたんですね。これに対して課長、部長が、一定の個人情報のあるということ、そういう制限のある中ではあるけれども検討をしたいというふうに言われていましたね。その流れの中で、公正入札調査委員会の記録そのもの全てを出してもらいたいというふうに委員会にはかかっていただいて、執行部からはできれば可能な限りということで準備したいと。ということからいえば、委員会の資料そのものは出てきていないわけですね。せめて、私がせめてというのはおかしいですけども、これを作るもとなった談合情報報告書及びその関係資料は出してもらい必要がある。それで、ここではかかってくださいと言わないと思うんですね、前回もうはかっているわけだから。だから、委員会の要求資料、あなた方が出すといったものが未提出状態に今あるというふうに思いますので、これはすぐ提出してもらえませんか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:31

再開 11:37

( 資料配付 )

委員会を再開します。

川上委員

今、提出していただきました資料と見比べながらお尋ねをしようと思うんですけど、最初に出された資料ですね、報告に使われた、その3ページですかね。この勢田地区分筆測量業務委託についてはですね、せっかく公正入札調査委員会が3回開かれているんだけど、この調査活動については少し疑問があるんですね。恐らくこれがインターネット、その他で市民に公表されるなら、市民もあららと思うと思うですよ。今後改善すべき点があるのではないかなというふうに思いますので、いくつか聞いておきたいと思います。まずですね、匿名の談合情報が郵送されてきたわけですね。これは後で配付された資料でいうと6ページ、これが20年9月5日と書いていますから、これが談合情報報告書で、隣の7ページにあるのが輸送してきたものですか。これはお尋ねします。

契約課長

7ページにあるものが郵送されてきた文書そのものでございます。

川上委員

そうしますと、委員会としてはその日のうちに、金曜日だったんだけど開催しようという提案をして、事情があって月曜日開催になることはあるだろうと思います。入札が9日予定ですから。私が腑に落ちないのは、この入札でD社が取ようになっておるという情報なんでしょう。そうすると、あなた方はまずD社を呼ぶわけですよ。あなたが談合で、「あなたが」じゃないですね、すでに落札業者が決定しているとの情報があるけれども、そのような事実があるか、と。「あなたが」というふうには言ってないですね。なぜD社だけを先に呼んで事情聴取したのかと。通常考えると、いつも落札予定業者が仕分け人というわけではないと思うんですけど、談合があるとすれば中心に近いところなんですよ。キーステーションに近いところなんですよ。ここを一番に、ほかより先駆けて呼ぶということになれば、直ちに、談合があったとすればですよ、そういう業者に自分が呼び出された、自分が質されたということが一気に伝

わっていくじゃないですか。そうするとどういうことが起こるかという、残る16社との関係では、一定の指示が入って、口裏合わせまでできるかどうかわかりませんが、磯のサザエみたいにシュッと首を縮めてしまうでしょう。抜き打ちでやるのが当たり前じゃないかと思うんですよ。全社一斉に抜き打ちでやる。同じ時刻に呼んで、別々のところでもいいですよ。全社一斉に抜き打ちでやらなければ談合のしっぽをつかめないでしょう。どうしてこういうD社だけ先に呼んで16社はあと、しかも2回に分けて呼んだのかと。やりましたか、やってません、じゃあなかったんですねと。いつものとおりのことになるわけですね。だから、なぜD社だけを先に呼んだのか、そのところをちょっと、どういうお考えなのかお尋ねします。

契約課長

これにつきましては、D社だけ先にということでございますけれども、説明の中でもいたしましたけれども発注前に業務着手ということも書かれておりましたので、そういったところからD社を先にということで、別に他意はございませんけれども先に確認を行った中で9月8日、D社を事情聴取したのは、確認といえますか、それを行ったのは9月8日の午前11時50分と。それから同じ9月8日の午後4時に調査委員会を開催いたしまして、D社の事情聴取をしたがということで、その中で審議した結果、全指名業者を事情聴取することと入札を延期するということが決定されております。同じく9月8日午後5時にD社に入札の延期ということで電話連絡いたしまして、その他の業者についても電話によって事情聴取の日時等について調整を図ったわけですが、業者さんの中には、私ども9日、10日ということで、9日ということで予定しておりましたけれどもどうしても都合のつかない業者さんもいらっしゃるしまして、こういった中で2日に分けて事情聴取を行ったという経緯でございます。

川上委員

抜き打ち一斉でやらなければ、談合勢力があったとすれば市の動きに対する防御策をとるじゃないですか。だからそういうことを考えるべきじゃないかというふうに言ったんだけど、他意はないと言われましたね。他意はないとかいう水準の話ではないんですよ。しかも、私の常識からいえば、触るべきでないところから触っているわけですよ。一番関係のなさそうなところから話を聞くのはわかりますよ。情報ラインが弱いところ。一番情報ラインの強いところからいってるんじゃないですか、これは。それから、これはちょっとお聞きしますが、9日に指名業者9社、それから10日は指名業者7社から事情聴取を行ってますけど、まさかみんな集めてやったわけではないと思いますけど、お互いが顔を合わせるような状況のない中で事情聴取が行われたのかどうか、具体的にはどういうふうに何時頃からという、場所はどこでというのがありますか。

契約課長

この事情聴取の内容でございますけれども、それぞれ業者さんに時間を割り当てといますか、時間割を決定した中で、ずらして事情聴取を行っております。それぞれ、1社ごと分けて、事情聴取を行っております。

川上委員

呼び出しについては、文書で呼び出しをしてるでしょ。してないですか。で、それに、お宅は何時に来てくださいますと、あるいは10時から11時頃の間に来てくださいますということなんですか。10時に来てくださいますということですか。

契約課長

それぞれの業者については何時何分というように、例えば10時10分とか10時30分ということで通知をしております。

川上委員

それは何分間隔で招集というか、呼び出しをしてるんですか。

契約課長

10分間隔で、若干、聴取の内容によってはずれるかも知りませんが、10分間隔といったところで通知をしております。

川上委員

そうすると、あなた方は一箇所ですべて事情聴取をしてるわけですから、1業者あたり10分以内の事情聴取ということなんです。で、滞留するでしょう。だから、その業者が9日なら9社、10日なら7社、その辺で会って話そうと思えば十分できるし、わざわざ談合していれば目につくところで話し合う必要もないけれども。それで、10分間隔で呼び出しをするとかということも、またおかしいと思うんですよ。だから、この辺は、談合情報があって、早速、調査委員会を開いたのはいいんだけど、業者に対する事情聴取のやり方が拙劣ではないか、と。どうしてこういうことになるかというと、談合がこれまで常態化していた、談合があるかもしれない、この情報は本当かもしれないという立場でね、つまり、あなた方の行革の中で、唯一とは言いませんけれどもしっかりしている、談合による落札率の引き上げを許さないという立場でね、談合と闘う立場を貫くかどうか、ここで分かれ目があるんじゃないですか。できれば目をつぶっておきたいとかいうような感じになってくると、あんまり知恵が湧かない。談合というのは犯罪ですから、絶対に見破られまいと努力するわけですよ。それを、そういう状況の中で内部情報を一生懸命提供してくれる人、そういう情報というのは大事にしないといけない。情報が本物かどうかということもね、それもきちんとしないといけないけど。だから、私は、業者に対する事情聴取のやり方について、一斉抜き打ちという角度も入れてね、それが該当しない場合もあるかもしれませんが、やるべきだと思うんですね。

さらにですね、この案件については複雑なところがあります。その複雑なところを、どういうふうに調査委員会が捉えていったのかなというところがあります。そこで、この勢田地区分筆測量業務委託なんですけど、一昨年9月という、瀬田の大平山の測量が行われた月でもあるんですよ。で、この業務は大平山の測量の業務ですか。

総務部長

大平山のものでございます。

川上委員

これについては測量から半年後、昨年の2月の総務委員会で所管事務調査を私、させていただきまして、地元の合意がなければ売却というのはしないんだというように答弁がありました。副市長が答弁されたわけですけども、で、その後さらに半年後というか、去年の9月議会です。本会議の一般質問の中で、売却すべしという趣旨の一般質問があって、あなた方はそれに対して応じておられなかったわけですけども、そういう経過があるんですね。そういう状況の中で、D社が当該地一帯の開発を検討している民間会社からの依頼により調査をしているというふうに答えたと書いてるんですね。で、依頼業務の一環として国土調査のデータの提供を市に要望したと回答したとも書いてあるわけです。で、これはあなた方自身と面識のある民間会社でしょう。違いますか。

契約課長

民間会社だということでお尋ねですけども、私としてはその民間会社等はわかりません。

川上委員

あの大平山を大半買って、道の駅が何だか知らないけれども開発したいと言った民間会社、あなた方のところに来てるでしょ。来てないですか。契約課長は否定されたけど、総務部長はどうですか。

総務部長

この契約発注の、談合情報の段階で、私どもは、その民間会社という、私はお会いをしたこ

ともございませんし、業者さん、これも民間会社ということしか、具体的な名前はお聞きしておりません。

川上委員

この談合情報の段階ではその民間会社とは面識はなかったと、今、言われましたね。その後、面識ができましたか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:53

再開 11:53

委員会を再開します。

総務部長

最終的に一般競争入札、時期的に12月末でしたか、応募したいと言われる業者さんに一度お会いしたことはございますけれども、その業者さんがこの民間業者さんかどうかは確認はいたしておりません。付近の開発を考えている業者さんというお話でございましたので。ここに書いてある民間の業者さんですね。私がお会いした方が、この方と同一人物かどうかはわかりません。

川上委員

12月末に、開発を希望する民間会社と総務部長、お会いになったということです。もう一度、時期を確認させてください。

総務部長

今、この関係で必要ということであれば確認をいたしますけれども、ちょっと時期自体を、12月か1月か、确实ではございませんので、必要であれば確認をいたしますが。

川上委員

後で、それについては答弁を求めたいと思います。いずれにしても、D社が依頼を受けて調査をしている民間会社かどうかわからないけれども、総務部長自身がこの大平山の開発を考えておる民間会社、同一か別かわからないけれども、会ったという答弁で確認しておいていいですか。

総務部長

時期的なものを含めまして再度確認をした上でお答えをさせていただきますが、この件と連動した話ではございませんので、今回の談合案件のお話であれば、それとは直接、そちらとは関係ないというふうに私は理解をいたしております。

川上委員

そこですとね、E氏というのが出てくるんですね。E氏が画策し利益を得ようとしているとの情報があるが、と。あなた方がこの情報に基づいてE氏に会ったんですね。そうすると、4ページあたりですかね、総務部長と契約課長がE氏に事情聴取した、で、事実かどうか確認したと書いてますね。あなたが画策して利益を得ようとしているのか、と本人に聞いたんですか。

総務部長

本件に関しまして、入り口の段階からでございますが、まず、なぜこの業者さんにすぐにお会いしたかというのは、もう事前に作業している、市のほうから違法にデータを受けてですね、事前作業しているという投書だったんですね。そういうことであれば大変だから、入札の日も近いから、すぐに業者さんのほうに事実関係を確認したわけですね。そして、今言われます、その関与してあるE氏ですか、そういうお話でございましたので、こういった形で、事前着手はしていないということを業者さんのほうから確認をいたしました。なぜ、建設関係を含めて国土調査のデータ、これについては恣意でその方に特別に計らいをして出したわけではなくて、近隣



の測量を必要な場合については国土調査のデータ、これについては公開をしておりますので、そうしませんと境界が合いませんから、そういった中での求めに応じて出したということで、違法なことでも何でもないということも確認をいたしました。そういった中で、この業者さんのほうが取るような話で不当に利益という形で関与しているのかどうかというお尋ねをいたしましたというところでございます。

川上委員

ちょっと戻って、なぜD社から入ったのかということについて答弁がありました。談合情報によると、違法な市からの情報提供を受けておるということで急いだ、と。ここだけを急いだというふうに言われましたけど、違法でないというのはですね、あるいは違法であるかどうかについては、あなた方が土木管理課に聞けばそれでわかったわけでしょう。だから、そのようにしたかどうかは別ですよ。こういう情報が来たけど、D社に問い合わせする必要はないでしょう。土木管理課に聞けばいいじゃないですか。そういうのは聞けないんですか、仕組み上。

総務部長

日にちを見ていただければおわかりになると思いますが、情報の入手が9月の5日です。入札が9日で、その間に土日がございます。それで、5日の段階、そして次は8日しかございませんので、すぐに情報を入手した段階で土木管理のほうも担当者がすぐにつかまりませんでした。それで、業者さんのほうも既に工事をしていて、測量をですね、事前着手をしているというお話なものですから、訴えが。入札も契約も終わらないうちにそういった業務を先行してもうやってるなんてことは言語道断な話でございますので、それで業者さんのほうへ事情をお聞きするというのを急いだわけですよ。で、入札が近いということを含めまして、そういう事情があったというところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

川上委員

そこが、発想が間違ってると思います。D社が違法にデータを入手しているかどうか確認が取れない。しているかもしれない、しかも、着手しているかもしれない、と。情報によるとですよ。で、D社に、なぜ公正入札調査委員会が呼んで事情を聞く必要があるんですか。入札と関係がないでしょ。これは官製談合を証明するものであるとまで書かれてるんですよ。であれば、そうであるかどうかを検討しないといけない。そうであればこのD社、大事なところですからね、D社だけを呼んで注意して事情を聞いて気をつけなさいと言ったに等しいんじゃないですか。こういう情報が来ているよと。こういう情報が来ているっていうことをD社に伝えたんでしょ。伝えてないですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 12:02

再開 13:00

委員会を再開します。

総務部長

先ほどの大平山の一般競争入札に関しましての開発を希望された業者さんという案件について、お尋ねの件でございました。いつ会ったのかというお話がございましたが、この分につきましては、2月に大平山関係の地元説明会をいたしました。その直前ですね、1月の末に、もともと大平山の案件が地元で混乱を起こしておりましたのが、特定の業者さんに採石をさせる、そのためにあそこを、大平山を競売してるんだというようなお話がございましたので、そういったことはないということを確認するために、希望されておった方に私がお会いしたことはございます。そういうことでございます。

川上委員

そのときに、開発を希望しておる民間業者と会ったということですね。それを確認します。

総務部長

そうでございます。説明会の前に、確認をした上で説明会に臨みたいということでお会いをしたことはございます。

川上委員

その会社と、この、今日の報告の資料の中の民間会社が一致してるかどうか分からないということですね。それともう一つ休憩前に聞いておったと思うんですが、D社に事情を聞いたときに、談合情報が来ておるといことがわかるように事情聴取したんじゃないですか、と聞いたんですが、談合情報が来ておるといことは直接伝えてないですか、D社には。

契約課長

先ほども申しましたように、発注前に、もう業務着手という情報が入ってありましたことから、その関係、D社ということでしたので、その業者の方を先に確認と言いますか、する意味からも、先に事情聴取と言いますか、確認する意味でD社を先に呼んだということでございます。

委員長

今の質問は、談合情報が来ているということを知りさせたか、ということ。

契約課長

そういった確認をした後に、こういった情報が来るといことはD社のほうにも伝えると申しますか、話の中で出したことは間違いございません。

川上委員

それはね、最悪の行為ですよ。D社だけを先に呼んで事情聴取した行為、それから、しかもそのうえに、談合情報が来ているということを伝えたこと。大失敗だと思いますね。理由は先ほどから言っているとおりです。

それから、引き続き調査委員会の活動についてお尋ねするんだけど、今日、最初に提出のあった資料のうち9月10日、4ページですかね。9月10日の公正入札調査委員会開催と書いてある下りですが、下から8行目ですか。「通常手に入れることの不可能な穎田地区国土調査のデータの入手について」と。これは、後で出た資料の7ページ、郵送された文書の中にもあるんですが、それに関連するんですけど、国土調査は終了しているが、法務局にはまだ登記されていないため、土木管理課は情報開示しており、D社の求めに応じ紙ベースのデータを渡しているが、これは誰にでも入手できるものであることを報告する、と書いてあるんですね。で、これは、D社は紙ベースのデータを持っておったんですか。

契約課長

紙ベースをその業者が持っていたかどうかは、契約課においては確認をしておりませんが、原課において、土木管理課のほうでそういったデータそのものについては、ここに記載しておりますように開示しておるといことで、その分については要求というか、開示しておりますので、要求等があればそれは渡しているということでした。

川上委員

それは、契約課長が土木管理課から聞いたことなんですか。土木管理課がD社の求めに応じ紙ベースのデータを渡しておる、と。それは間違いのない事実ですか。

契約課長

これにつきましては都市建設部長、それから次長のほうにも確認をいたしたところでございます。

川上委員

ちょっと待ってください。都市建設部長と次長が紙ベースのデータを渡したことを言明した

んですか。

総務部長

この調査委員会の中で委員として都市建設部長、それから次長、それから委員の中でそういった調査をする中で、確認をとった次第でございます。

川上委員

ちょっとわかりにくいですね。公正入札調査委員会の中に都市建設部の部長さんと次長さんが入っておられるんですね。彼ら二人が、このD社は土木管理課から紙ベースのデータをもらっておるということを確認しておるといふ発言をしたんですか。

契約課長

調査委員会の中においてそういった発言をされておりますし、確認をとられた中で、委員会の中で報告されております。

川上委員

じゃあ、どういう手続で、法務局にもまだ登記していない、従って未確定のデータが誰にでも入手できるようになっているんですか。そのルールはどうなってますか。

総務部長

先ほどもご説明をいたしました、国土調査、この分については潁田地区で調査がなされております。その際に法務局に、図面を送る前にですね、調査があった段階で、その近辺の測量とか、何らかの形で座標を知りたい方については、境界の齟齬がございますので、確定した境界ですね、その情報についてはデータとして開示をしておる、紙ベースで、ということでございます。国土調査の中では通常作業の中でやっておるといふ報告を受けております。

川上委員

法務局に登記していないということは、未確定ということでしょう。それを、誰もが入手できるというふうに、これ、書いてるわけです。未確定データを入手できる、「誰でも」と書いてますからね。どういう手続をすれば未確定データを入手することができるのか。それは、調査委員会ではどういうふうに判断されましたか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:08

再開 13:15

委員会を再開します。

土木管理課長

国土調査のデータについての開示でございますが、法務局に出す前のデータにつきましては、申請者があれば申請書を提出していただいて、あくまでもこれはまだ法務局に出していませんので、参考資料という形で提出が可能ということです。

川上委員

そのとおりなんですね。それで、申請書はどこにあって手数料などがいるのかどうか。それはどうなってますか。

土木管理課長

申請受付は潁田支所内にあります国土調査係のほうで受付をいたしまして、手数料は取っていないみたいです。

川上委員

そこで談合情報のほうですね、郵送されてきてるんだけど、塗りつぶされたところがあるんだけど、7行目ですよ。「何々に頼まれた市の職員は守秘義務のあるデータを渡し」と書いてあるんですね。あなた方がその調査によって、このD社が入手した紙ベースのデータというの

は守秘義務のないものであるということを確認したというわけでしょう。談合情報のほうには官製談合と書いてあるんですよ。市の側がこの談合を企画あるいはサポートしたということになるわけですね。そうすると、この黒塗りになっている「何々に頼まれた」というところは、E氏と同一ではないかと推測するんですよ。そうすると、このE氏というのは、この談合情報提供者は市の職員だというふうに、市の幹部だと考えた可能性があるんですよ。そこについては調査委員会では検討は何かされましたか。

契約課長

この調査の中では今おっしゃっているような市の幹部とかそういうものではございません。

川上委員

じゃあ、政治家ですか。議員ですか。

契約課長

そのことにつきましては、ここで黒塗りしておりますように公開すべきものではないというふうに思っております。

川上委員

ここは細かいこと聞きましたけど、この情報は単なる談合があったというだけではなくて、官製談合だと言っているわけです。役所が主導、企画あるいはサポートした談合だと。岩崎浄水場事件と同じだと言っているわけですよ。だから、あなた方はこれわかるから官製談合と思われないというふうに判断しているんですか。ここに書いてある人は職員じゃないということなんですね。あるいは市の幹部じゃないということ言われてるんですか。

契約課長

先ほど申しましたように市の幹部でもありませんし、ここでいう情報等で寄せられたものについては、これを発送された方がそう思われたのかどうか分かりませんが、市の幹部ではないということは申し上げます。

川上委員

じゃあ、「何々に頼まれた」というところは市の幹部ではないということは間違いありません、確認しますよ。それで、じゃあE氏というのは何なのかということをお考えないといけないでしょう、あなた方は。それで、実際にお会いになっている。その名前はもちろん言えないし立場も言えないということでしょうか。公職にある方だったら、公職にある方だと言って構わないんじゃないかと思えますけど、どうですか。

総務部長

談合情報の開示というところでもお話しをさせていただきましたけれども、ペーパーが出ると、「げなげな情報」というとおかしいんですけども、正しいかどうか分からない情報ですね、さも正しいような形で外に出ていく可能性もあるものですから、だから私どもは談合情報についての開示については慎重になっておると、事実確認をするまでですね、ということでございます。ですから今、質問者が言われた内容つきましても私どもは、個人名とかそういったものについては非開示という中で慎重に対応してまいりたいというふうにやっております。

川上委員

個人名は求めておりません。公職にある方かどうかを聞いてるんです。

総務部長

先ほど言いましたように、談合情報、これについては正しいかどうかという問題がございます。ですから、この開示については慎重にということで私どもについては一切この分についての開示をしないという形で対応させていただいておりますということです。

川上委員

公職にあるかどうかについても明らかにできないと。その程度の透明性だということになり

ますけど、公正入札調査委員会の透明性はその程度ということでもいいですか。

総務部長

何度も申しますが、情報については正しいもの、誹謗中傷の情報もまいます。事実確認のないものを公表することにつきましては非常に慎重にやっていかないと勝手な風評がたっていくと、そういったことのないように私どもは慎重に対応してまいっておるところでございます。

川上委員

あんまり水かけ論をやっても仕方ないけれども、私はこのE氏というのが、よくわからないけれども、不動産ブローカーか何かかもしれないし、全体の文面からいえば公職にある方もかもしれないと思いますよ、はっきり言って。そのうち公職である場合は、あなた方は答弁すべきだと、「そうだ」と。これができないくらいの公正入札調査委員会ということなんですね。そこで、この公職がどうかかわからないE氏は、あなたが聞いて書いてるんだけど、開発予定の業者からの相談があったと書いてるわけです。ここであなたが止まったと思われない。何の相談があったんですかと聞いたでしょう。官製談合と言われているんだから。何の相談があったんですか。

総務部長

官製談合ですね、これがあったという事実の中であれば公表もありましょうけれども、非公開といいますか、お話を聞かせていただく中でそこまで開示するものかどうかという問題もございまして、この案件自体が談合事件であったということであれば一歩進んだ話になるかと思いますが、「げなげな情報」の段階でそういう事実がなかったというものを、そこまでの中身、個々人のお話までの公開という話には、私どもは慎重にならざるを得ないというところでございます。

川上委員

あなたが事情聴取をした相手が言った開発予定の業者からの相談についても聞いておられるけれども、ここでは明らかにできないということをお答えされたんですね。聞いておって答弁しないということなんですか。聞いてないんですか。

総務部長

具体的な細かい話までは聞いておりませんので、仮に聞いたといたしましても先ほど言いましたように、私どもはこういった案件については慎重に対応させていただきたいと思っております。

川上委員

要するにあなた方の調査委員会の活動は、公職にあるかもしれない人にぶつかっても議会には報告を、そうであることを言わない、と。それから、その方が開発予定業者からいろんな相談を受けておるといことがあってもなくても、総務委員会には報告しない、明らかにしない、そういう非常に不透明な状態にありますよというふうに考えますが、そういうことでもいいですか。

総務部長

談合案件ということになれば別でございますけれども、確証のない風評の段階でのお話を外に広げていくことについては、慎重にならざるを得ないというところでございます。

川上委員

このくらいにしますけど、一般の民間の方とですね、公職にある方であれば、全然話が違ふんですよ。例えば住宅新築資金貸付等について、議員だとか、それから当該自治体の職員が長期に返済を滞っているという場合なんかは、明らかにするじゃないですか。そういう議員がいました、そういう職員がいました、と。社会的制裁というものがどうかわかりませんが、能

力のある人はすぐ返してるじゃないですか。よその自治体ですけど。そういうふうに、公職にある者に対する態度というのはきちんとしておかないと、公正入札調査委員会は仕事し切れない。特に、官製談合という情報が、思い切った情報ですよ、これは。全部OKというわけにはいかないかもしれないけど、官製談合だっていう情報なんですよ。で、これを官ばかりが集まっている調査委員会で扱うだけで今後いいのかという問題があるんじゃないでしょうか、市長。だから、これは市長のところ、常識的に考えて、官製談合というふうに流してきた場合はね、お互いの顔をよく見合わせるだけでは仕方がないでしょう。官製談合は、官のサポートがなくては絶対できないわけですから。サポート、あるいは企画がなければ。それは岩崎浄水場事件で明らかです。だから、非常に緊張した状態で、この官製談合情報については取り扱う必要がある。今後、構成に透明性が確保された中で官製談合については調査ができるように、体制上も工夫するわけにいきませんか。

総務部長

今、官製談合、文言が官製談合ということで、非公開の情報が流れたというようなことで「官製談合」というお話だと思います。これ以後の業者選考に当たりましては当然、私どもの部局がやるわけですから、私どもにはそういった意識もございませんし、官製談合だというこの案件ですね、私どもが関わってやったということは一切ございませんので、そういった認識はございません。

川上委員

そんなこと聞いてないでしょう。市長、どうですか。官製談合ではないか、官製談合には官が付きものと言われるときに、官ばかりのところ、本当に真実を明らかにする、そういう調査はできるのかってことを言ってるわけです。抜き打ちもしない、一番怪しいメンバーのところから、ちょっとおいでと言って話を聞く。談合情報が実はあったんだよ、みんな首を引っ込めなさいってことを言ってるに等しい。子どもでもわかるようなことじゃないですか。そういった、官製談合と言われてるときに、官だけで調査していいのか、少し工夫が要るのではないかということをお先ほどから申し上げてるんですよ。市長はどうお考えですか。

総務部長

質問者の言われますお話、お気持ちとしては理解することもあるわけでございます。私ども、この案件に関して官製談合と、私どもはこれから業者選考をこの段階でするわけで、そういったときに、そういった意識は全くございません、この段階で。ですから、この官製談合という、この意味自体が、事前にその業者のほうに官のほうに非公開の情報を入社させて、そしてこの業者が事前に作業をしておるといような話だったものですから、これは官製談合という以前の問題でございますので、即、業者のほうにですね、何の作業をしたのか、と。市の情報自体が非公開情報かどうかという確認を急いだということでございます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:31

再開 13:31

委員会を再開します。

市長

官製談合という言葉が非常に重いという中で、行政内部だけの審査ではなくてということですから、これはまた民間が入って、それでいいものかということも検討しなきゃならないと思うんですね。また、どういう人がそこに入ってくるかということもあると思うわけで、ご意見としては承らせていただきまして、検討というか、内部で調査しながら進めていきたいと思っております。それと、また私自身も、官製談合そのものが、やはり今の時代的にですね、

非常にいろんな意味で、それこそさっきの岩崎浄水場じゃないけれども、やはり行政として正しくあるべきだという行き方の中に大きく足を引っ張る、またそういう職員がいないということ自体が、やはり、まちを創っていく中における我々公務員の務めでありますから、そういうこともしっかり意識をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

川上委員

市長が検討調査を進めるということですので、十分に検討してもらいたいと思ひます。それから、続けてよろしいですか。それからもう一つ、公正入札調査委員会の活動について、腑に落ちないところがありますので。排水機場操作管理等委託なんですね。業務名でいうと、愛宕団地及び鯉田南団地汚水ポンプ場運転保守点検委託ほか3件ということなんですね。それで、追加で出された資料を見ますと、16ページ・17ページ・18ページ・19ページになるうかと思ひます。それで、17ページと18・19ページが、これは郵送で送られてきたんですかね。郵便物ですね。この3枚が、送られてきたものですか。まず確認します。

契約課長

今言われました17ページ、それから18ページ等のこの内容、書類等については、郵送をされてきたものでございます。

川上委員

これはですね、調べてみますと、落札業者は全部、九州上下水ということなんですね。あ、1箇所だけ違うんですね。愛宕団地・鯉田南団地が、連絡ミスのために195万円で落札、と書いてますね。これは、別に調べた資料によるとですね、東生というところが落札してます。結果表によるとそれがわかるわけですが、それで、これは情報が来たのは昨年3月6日ということなんですね。で、平成21年度の新たな委託業者を選ぶのが3月の下旬のようですから、それに向けて、二度と同じことがあってはならないので、1年前はこういうことがありましたというように言いたい情報のようなんですよ。確かに、ここに書いてあるとおり、既に公表された事実があるわけですから、入札結果があるわけですから、それに基づいてこれを作成するというのも可能だというふうには私も思ひます。悪意があればね。そうすると、これ自身が競争入札妨害というふうにもなるわけですが、それにしても、かなり、私は信憑性が高いと思ひます。その信憑性について、過去と突き合わせてこうだったというだけじゃなくて、平成21年度の入札結果との関係で見ると、この談合情報の信憑性というのは見えてくるんじゃないかと思ひますが、あなた方は平成21年3月31日、去年の3月30日にこういう情報があって、いろいろやった上で入札してますね。その結果とこの談合情報との関わりについて、何か検討しましたか。

契約課長

今、委員言われますように、これは1年前の入札に関して参ったものでございまして、先ほども言われましたように、入札の結果については閲覧等で全て公表して見られるということで、私どもも、そういった内容について審査といひますが、そういった会議、委員会を開催した中で結論を出したわけでございまして。その中で、事情聴取りをして21年度の入札を行ったわけでございまして、これ等につきましてもそういった入札をした中で、私どもとしては適正に入札が行われていると思ひますし、20年度から引き継いで、こういった談合があつてるといふことはなかったと、そのように感じております。

川上委員

この業者のメンバーは多くが、国の排水機場の操作管理委託を市が受けるんだけど、市がまた出すでしょ。それを受けている、その入札に参加している業者だったんですね。これまで。顔ぶれを見てみると。だから、この愛宕と鯉田南とですね、清水谷、吉北、徳前排水機場だけで見てもね、わかりにくいところがあるわけですよ。だから、国の排水機場の委託管理を巡る

談合の可能性については、この間、私は指摘してきたところですが、調査してくれと何度も言ってます。なかなか調査されないようですが、そういう中で今度はね、団地の汚水ポンプについても情報が寄せられている。で、本格的に、排水機場とポンプ場について、談合があったのではないかということで調査をする必要があると思いますけど、どう考えますか。

契約課長

調査といたしますか、実際に委員が以前から排水機場の関係については一般質問、それから委員会の中で、予算特別委員会ですか、そういった中でも質問されていることは存じております。今回このような、例えばポンプ場についても情報が寄せられていますけれども、契約課といたしましては今回、21年度の入札については適正に行われておるところで認識はしておりますけれども、例えばこのポンプ場について、過去にさかのぼって、そういった入札状況はどうであったかというのは一覧表等にして、そういったところで調査といたしますか、確認はしてみたいと、そのようには思っております。

川上委員

ぜひしてもらいたいんですが、その際に参考になるのではないかと思うことがあるので、指摘というか、示しておきたいと思うんですね。17ページの「談合の証拠書類」というふうに告発者が書いてるんでしょうけど、その中で、連絡ミスのため195万円で落札と書いてますね。この業者は、現実と比べるとですね、株式会社東生が195万円で落札してるんですね、このときに、これを見て書いたのかという疑いも、ないことはないでしょう。しかし、1年後を見ますと、去年の3月ですよ、見ますとね、これは愛宕団地の関係ですよ、見ますと、情報によれば、連絡ミスのために、よそが全部395万円くらいで出してる札に195万円入れて落としてしまったわけですね。でも、これが普通の適正競争なら、誰からも何も言われる必要はないわけですよ。そうでしょ。ところが、1年たって昨年3月は、この株式会社東生は辞退してるんですね。そして、情報どおりであれば九州上下水が取るようになっておったわけですけども、この九州上下水が1年後、385万円で落札してます。だから、確かにこの談合情報は過去の入札を言ってるわけだけけれども、1年後というか、その月のうちに行われる新年度の入札に対して警告を発しておったんだけど、かなりですね、微妙な結果が出てるといいますせんか。

契約課長

今、委員のほうから、微妙な結果が出てるんじゃないかということでございますけれども、私どもといたしましては、こういう談合情報があった中で、事情聴取等を行った中で最終的に誓約書等を取って入札をしておりますので、そういった意味からも、私どもとしては適正であったというふうに判断をいたしております。

川上委員

そしたらですね、だいたい、一昨年3月に株式会社東生が195万円で落札して、ほかは398万円、393万円、398万円、405万円、406万円、396万円、398万円と、数字を見たときに、あなた方ぐらいのプロが、談合が崩れたと思わないほうがおかしい。だから、私はこれまで、例えば、潤野・枝国の都市下水路が九十九何パーセントで、ずっと坡平産業が落としておったという事実を指摘して、高落札のときには、どうしてこんなことができるのか教えてくれ、一遍調査しなければいかん、そこまでやってもらいたいということを言って、まあ、あなた方のするような答弁じゃなかったけど、実際的には聞いたりしてるんですね。こういう異常、じゃない、異例の数字が出たときはね、一遍、聞く必要があるんじゃないですか。翌年あなた方は、じゃあ195万円で設計してないでしょう。やっぱり4百万円近くで設計したわけでしょう。あり得べからず、考えられないような数字なんですよ。こういうのを調査する必要がある。それでも信じたいと言われるわけけれども、先ほどから言ってますように、



この際ですね、排水機場の入札、それからこの汚水ポンプの入札、セットで、業者さんの関係はダブった方がおられるわけですから。五、六年くらいさかのぼってね、もっとさかのぼってもいいかもしれない、さかのぼって特徴を分析して、そして、調査を本格化するというようにしてもらいたいと思います。私もします。これは要望というか、指摘ということで、以上で終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

秀村委員

先ほどから、川上委員さんのほうからいろいろお話ありましたが、来年度、平成22年度に向けて、現在、入札制度の見直しをしているものがあればお示しいただきたいのですが。

契約課長

来年に向けての見直しというところでございますけれども、契約課におきましては、今現在、条件付きの一般競争入札等々をしておるところでございます。これの、一般競争入札の拡充、それから今、ご存知のように最低制限価格を事前公表しておりますけれども、そういった最低制限価格に札が集中してくじ引きがほとんどでございます。そういったことで、抽選による落札が多くなっておりますから、そういったところの制度の見直しと申しますか、落札決定方法等々については、今、検討をいたしておるところでございます。

秀村委員

今、言われたようなこと、また、そのほかありましたら、逐一、委員会のほうにご報告をしていただけますか。

契約課長

今、当委員会においても継続した中で入札制度ということで審査をいただいておりますので、こういった制度の見直し等につきましては、先ほど申しました一般競争入札の拡充、それから最低制限価格の事前公表から落札決定、そういったものについて、私どものほうである程度煮詰まった折には、ご報告申し上げたいというふうに思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。